

三条市スポーツ推進委員協議会 慶弔費に関する施行細則

(目的)

第1条 本細則は、三条市スポーツ推進委員協議会予算の慶弔費に関し必要な事項を定めるものとする。

(弔事経費)

第2条 三条市スポーツ推進委員協議会（以下「本会」という。）としての弔事経費は、次のとおりとする。

(1) 委員本人

ア 死亡の場合 10,000 円の香典

(2) 委員の一親等に当たる家族

ア 死亡の場合 5,000 円の香典

(慶事経費)

第3条 本会としての慶事経費は、次のとおりとする。

(1) 委員本人の結婚または出産 10,000 円の祝金

(支出)

第4条 会長は、前2条の事実を把握した後、経費の支出を会計に指示する。

附 則

この施行細則は、令和7年4月10日より施行する。